



平成29年6月12日

各 位

上場会社名 昭光通商株式会社  
代表者 代表取締役社長 稲泉 淳一  
問合せ先責任者 執行役員総務部長 飯田 勝  
TEL (03) 3459 - 5021  
(コード番号 8090 東証第1部)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、平成29年4月17日、当社子会社における特定顧客との取引の実在性等に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同月25日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

本件に関して、当社は、株式会社東京証券取引所より、平成29年6月12日に有価証券上場規程第508条第1項第1号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第502条第1項第1号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせ致します。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

#### 記

当社は、平成29年4月17日、当社子会社における特定顧客との取引の実在性等に関する特別調査委員会の調査報告書を開示し、同月25日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社子会社が行っていた特定顧客との取引において、対象物品が存在しないまま実質的に資金のみが循環している、いわゆる資金循環取引に組み込まれていたことが明らかとなりました。その結果、平成26年12月期から平成28年12月期第3四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

本件では、当社及び当社子会社の役職員において、商社金融機能を発揮して対象物品を占有することなく行われる売買取引に関するリスク認識が不足していたため、実態を把握しないまま取引が継続されていたことや、当社及び当社子会社において、与信に関する具体的な基準が明確化されていないなどの不備が認められました。また、当社の内部監査部門の人員が僅少で、子会社監査に十分な人員が投入されませんでした。

なお、当社においては、平成27年12月期第1四半期決算において、中国での鉄鋼関連商品に係る取引の実態把握、与信管理等の問題から多額の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上

する事象が発生しましたが、この事象を契機に設置した調査委員会から再発防止策として国内外の商流の再確認等の提言を受けていたにもかかわらず、これを十分に策定及び実行しなかったことも、本件資金循環取引を早期に発見できなかった一因であると認められました。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出が求められることになりました。

以上